

白井市暴力団排除条例

(平成25年1月1日施行)

暴力団は一般企業を装い、建設・不動産・金融等の業界へ進出して資金確保のため経済活動を強めています。

平成23年9月に千葉県暴力団排除条例が施行され、地域社会での暴力団排除の動きが広がるなか、白井市は、暴力団排除活動を推進するため、市民の平穏な生活および事業活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除条例を制定しています。



暴力団追放!『三ない運動+1』の推進

1 暴力団を**恐れない**

恐れることは助長させる

- ・暴力団は怖いものではありません。皆で話し合い、団結して対応しましょう
- ・暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢を持つことです

2 暴力団に資金を**提供しない**

支援・容認となる

- ・暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けとなります
- ・暴力団に金を与え、一度味を覚えらえると、何度も金を要求され、最後の一滴まで搾り取られます
- ・暴力団は、遊びや活動資金を得るために、常に金を嗅ぎまわっています

3 暴力団を**利用しない**

金づるにされる

- ・暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます
- ・暴力団はタダでは動かず、法外な金を要求してきます
- ・暴力団は、相手が弱い、甘いとみると、トコトン食らいつき離れません

+1 暴力団と**交際しない**

気が付くと断れなくなっている

- ・暴力団と交際すること自体が不当要求のきっかけとなることがあります
- ・暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業などから排除されることがあります

全国暴力追放運動推進 センターHP

暴力団等に対する
基本的対応要領



《相談窓口》

■千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部

☎043-201-0110 (代)

■印西警察署刑事課

☎0476-42-0110 (代)

■千葉県暴力団追放県民会議

☎043-254-8930



千葉県警HP

白井市暴力団排除条例の概要

(抜粋)



市の責務



市は国、県、その他関係機関と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するとともに、暴力団の排除に関する情報を提供します。

市民・事業者の責務



市民や事業者（以下「市民等」）は、暴力団の排除に有効な情報を得たときは、市及び警察にその情報を提供するように努めます。

市の事務等からの暴力団排除



市は、暴力団員等を市が行う入札に参加させない措置その他の必要な措置を行います。

青少年の健全な育成を図るための措置



市は、青少年が暴力団へ加入することを防止し、暴力団の影響を排除するため、学校等において必要な教育が行われるよう措置を行います。

祭礼等からの暴力団排除



市は、公共施設で行われる祭礼等により暴力団を利用することとならないよう、主催者・運営者と連携します。

利益供与の禁止



市民等は、暴力団の威力を利用または活動に協力する目的で、暴力団員等に金品その他の財産上の利益の供与をしてはいけません。